

事務連絡
令和5年6月27日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・
児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果及び装備促進について

教育・保育施設等の安全管理の徹底について、平素より御理解・御協力をいただき、有難うございます。

また、令和5年5月22日付け、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び装備状況の調査について」により御依頼致しました、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「施設等」という。）において運行される送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査に御協力いただき、大変、有難うございました。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されており、令和6年3月末までの1年間を経過措置として設定しているものの、可能な限り6月末までに装備するようお願いしてきたところであります。

しかしながら、今回の装備状況調査の結果、約45%の送迎用バスが6月末までに当該装置を装備する目途が立っていないことが判明しました。

なお、装備が進んでいない主な理由として、施設等においては、普段送迎を実施していることから装置を装備することが出来る時間帯が限られているため、取付け事業者との調整が困難であることや、一部の安全装置の入手に時間がかかること等が挙げられています。

これから夏季に向け、取付け事業者がエアコン修理等の他業務の繁忙期に入ること踏まえ、可能な限り早期に安全装置の装備が完了するよう、下記について、各担当主管課におい

て様々な機会を捉えて、別表の施設等に対し、周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

なお、別添1、2のとおり安全装置のメーカー及び取付け事業者の団体にも依頼文を发出しておりますので申し添えます。

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果については別添3のとおりであり、こども家庭庁HPにも公表しておりますので、装備促進の参考としてください。

また、各自治体においても、こどもの安全に関する情報を、保護者等に積極的に提供するという観点から、市区町村等において、管内の施設・事業における装備状況・予定について一覽的に公表することを積極的に検討していただくとともに、公表の実施結果や公表予定について、様式は問いませんので、こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係までメールにて報告をお願いします。

最後に、先般もお願いしておりますが、安全装置設置に関する補助事業の実施については、令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知「認可保育所等設置支援等事業の実施について」等においてお示ししているところですが、上記を踏まえ早急に事業実施に着手していただきますよう重ねてお願いします。

記

- 1 これから車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することや、取付け事業者が繁忙期に入ることを考慮し、こどもの安全を第一に考え、極力早く装備を進めること。
(取付け事業者との作業時間の調整が困難である場合、こどもの安全を考え、平日にこだわらず、休日に作業することも検討すること。)
- 2 こども家庭庁のHPにおいて、国土交通省において策定された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストを公開しており、また、各装置メーカーのHPにおいて、納品状況、取付けまでにかかる期間の明示を依頼しているので、早期の取付けに向け参考にすること。
なお、空きのある取付け事業者を探したい場合には、ディーラー、自動車整備工場、下記の事業者一覧等を参照すること。
- 3 やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底すること。
- 4 こどもの安全に関する情報を保護者等に積極的に提供するという観点から、自分の施設における安全装置の装備予定や代替措置の実施状況等の情報を、保護者に情報提供することを検討すること。

- 5 安全装置はあくまで、ヒューマンエラーを補完するものであり、安全装置の装備の有無に関わらず、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。
- 6 国土交通省が策定した安全装置のガイドラインに適合しているものであれば、令和4年9月5日以降に設置された安全装置は補助対象となるので、早期に装備を進めること。

【公表資料等】

- 送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/kekka/
- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>
- 事業者一覧
http://www.jidosha-densou.or.jp/member_list/member_list_index.html

【問合せ先】

- **こどものバス送迎・安全徹底プラン及び公表に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
TEL：03-6734-2695
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業、小
規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等
デイサービスに関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
TEL：03-6861-0063

(別表 1)

施設等	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所管の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
域内の指定障害児通所支援事業実施事業所	各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課

※添付資料は省略する。